
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第2期)

(平成26年度～平成28年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

事業評価

平成29年3月

宮城県

目次

事業評価

1 はじめに	1頁
2 全体評価	2頁
3 各個別取組における評価結果	4頁
4 まとめ	12頁

資料編

1 事業・取組一覧	15頁
2 事業評価一覧	19頁

事業評価

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対応するため、県では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標とし、目標達成に向けた総合的な対策についての基本的視点や個別取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成24年1月に策定しました。

この基本方針に掲げた目標である「年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」を平成28年度までに実現することとし、実現に向けて実施する具体的な取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」（以下「実施計画」という。）を平成24年3月に策定しました。原発事故の収束の見通しが不透明なことから、平成23年度から平成25年度までの3年間を「第1期」とし、その後、平成26年3月に、平成26年度から平成28年度までの3年間を「第2期」とする計画を策定しています。なお、当初予算の編成状況等を踏まえて、実施計画を毎年度改訂しています。

今回、実施計画（第2期）については、平成28年度をもって最終年度を迎えるため、これまでの実績などについて事業評価を行うこととしました。

なお、平成28年度に実施した事業・取組に係る評価は、平成26、27年度までの実績等を参考として、年度末の見込みで評価しています。

2 全体評価

【必要性】

計	妥当	概ね妥当	課題あり
延べ136	延べ125	延べ 11	延べ 0

【有効性】

計	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった
延べ134 (※)	延べ113	延べ 21	延べ 0

【効率性】

計	効率的	概ね効率的	課題あり
延べ132 (※)	延べ 96	延べ 36	延べ 0

※ 【有効性】【効率性】の評価において、非予算的手法の事業・取組及び事業主体が県以外の事業・取組の一部では評価していない場合があり、事業数が「実施計画（第2期）」に掲載された延べ136事業となっていない。

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
延べ136	延べ113	延べ 8	延べ 15

実施計画（第2期）掲載の延べ136事業の取組についての事業評価を分析したところ、必要性については、「課題あり」と評価されたものはなく、「妥当」92%、「概ね妥当」8%との評価となりました。

また、有効性については、「成果がなかった」と評価されたものはなく、「成果があった」84%、「ある程度成果があった」16%との評価となりました。

さらに、効率性については、「課題あり」と評価されたものはなく、「効率的」73%、「概ね効率的」27%との評価となりました。

最後に、事業の方向性については、「原発事故対応として継続すべき」83%、「通常事業として継続すべき」6%、「終了」11%との評価となりました。

「終了」となる事業・取組は延べ15事業（11%）となっていますが、そのうち、汚染状況重点調査地域での除染作業の終了に伴う市町村への支援事業、スキー場や県立都市公園などでの測定事業などが第2期をもって終了となります。

また、「通常事業として継続すべき」事業・取組（8事業）は、既存事業の中で一部実施している事業・取組として統合・整理し、「食品衛生法上の基準値を超過した場合における出荷

【事業評価】

自粛の要請等の対策」は「県産農林水産物放射性物質対策事業」で、「安全安心な観光地の周知」は「震災復興緊急対策事業」などの事業で継続していく予定です。

原発事故後6年余が経過しましたが、県では、一部の農林水産物では依然として出荷停止・出荷制限が継続されており、また、除染廃棄物や除去土壌の処理が残っているなど、様々な課題に対して引き続き全力で取り組んで行く必要があるものと考えています。

3 各個別取組における評価結果

第1 放射線・放射能の監視・測定

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
46	40	1	5

原発事故が県民生活にどのような影響を及ぼしているのかを正確に把握するため、県としては、身の回りの空間放射線量率や放射性物質濃度の測定を継続することが重要であると考えています。

実施計画では、「宮城県放射線・放射能測定実施計画（以下「測定計画」という。）」を策定し、放射線・放射能の測定を計画的かつ体系的に実施することとし、県内全域の空間放射線量率、県産農林水産物などの食品のほか、公共用水や土壌など食品以外のものも含め、様々な品目で放射性物質濃度を測定し、「放射能情報サイトみやぎ」などで結果を迅速に公表してきました。

評価結果では、引き続き原発事故被害対策事業として実施していく必要があるとする事業・取組が延べ40事業、約87%となっています。

空間放射線量率の測定は、県内全域（40か所）にモニタリングポストを設置し、常時監視を行うとともに、市町村に携帯型放射線測定機器を配備し、きめ細かな測定が実施できる体制を整備したほか、航空機モニタリングや自動車による走行サーベイを実施するなど、原発事故後からの県内の放射線の状況を継続的に測定し、その値が経時的に低減してきていることを確認しています。

また、特に子どもの生活環境に配慮し、学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭等を測定するとともに、不特定多数の利用が見込まれる県立都市公園や県内スキー場のほか、産業面で関心の高い港湾施設や、健康面で関心の高い企業局所管の3浄水場施設の測定を実施し、結果を公表しました。

一方、食品中の放射能測定にあたっては、スクリーニング用のシンチレーションスペクトロメーター等簡易測定器47台、精密検査用のゲルマニウム半導体検出器4台を、保健環境センターなどに配備しています。これまでに出荷前の農林水産物等122,626点を検査し、基準値超過が427点となっており、基準値を超過した場合は、出荷制限・出荷自粛の措置を取っています（平成28年12月31日現在）。また、店頭で販売されている生産物や食品についても、食品衛生法の収去検査や買上検査において、これまでに1,861点の放射能測定を行っていますが、基準値を超過した事例はありません（平成28年12月31日現在）。

住民の不安解消のため、自家作物や自然で採取した山菜類・きのこ類を住民が持ち込んだ場合に備えて、各市町村に測定機器34台を配備し、身近な食品の測定に对应しており、これまでに29,832点の測定を行いました（平成28年12月31日現在）。

また、水道水や学校給食などのほかに、学校プール水や公共水域（河川、湖沼、海域等）などの測定も実施しています。

【事業評価】

これらの測定結果は、「放射能情報サイトみやぎ」で公開又は定期的に情報提供を行い、県内外に正確な情報が伝わるよう周知を図ってきました。

しかしながら、現在（平成29年2月）、林産物では原木シイタケ（露地栽培）、タケノコ、コシアブラなど、水産物ではイワナ、ウグイなど、また、野生鳥獣ではイノシシ及びツキノワグマの出荷制限が継続されています。このため、測定計画を適宜見直しながら、放射線・放射能の監視・測定、結果の公表を継続する必要があると考えています。

なお、「県立都市公園等空間放射線量測定事業」や「放射線・放射能広報事業」での県立都市公園や県内スキー場については、空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを下まわって安定していることから第2期をもって終了としています。

また、通常事業で継続と評価された「母乳の検査結果等に関する情報提供」については、県民、とりわけ妊産婦の安全・安心の確保に必要な情報を便宜提供する必要があるため、適宜国等からの情報の提供に努めることとしています。

第2 健康不安への配慮

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画(第2期)」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
2	2	0	0

原発事故後から、放射線・放射能による健康への影響に対する不安が県内全域に拡がりまし
た。現在も様々な相談が寄せられていますが、時間経過とともに相談件数は減少傾向にあります。

県では、県民の放射線・放射能に対する不安を払拭するとともに、正しい知識の普及・啓発
を図ることを目的に、「放射線・放射能に関するセミナー」を開催し、専門家による講演に加え、
測定機器を使用した測定実演会を開催しました。また、「みやぎ出前講座」では、放射線・放射
能についてのメニューを設定し、放射線・放射能の知識などについて説明するとともに、質疑
応答を通じて放射線・放射能に関する県の取組への理解の促進に努めました。

さらに、県内の市町村からの要望に応じ、職員向けの「放射線による健康影響等に関する研
修会」を開催し、リスクコミュニケーションの知識や技術の習得を図ってきました。

今後も、原発事故による県民の不安などを解消するため、放射線・放射能に関する正しい知
識の普及・啓発を図ることは必要であり、放射線・放射能に関するセミナーなどについて継続
する必要があると考えています。

第3 汚染・被害の拡大防止

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画(第2期)」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
62	52	6	4

原発事故により環境中に放出された放射性物質の影響は、県内の広範囲に認められています。原発事故後、県内に降下し沈着した放射性物質により、原発事故前のレベルよりも高い空間放射線量率が観測され、放射性物質汚染対処特別措置法（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の略称。）に基づく汚染状況重点調査地域に県内8市町が指定されました。しかし、汚染状況重点調査地域での除染作業などにより、県内に設置されたモニタリングポストでの測定結果や県内の学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭等における空間放射線量の測定結果において、空間放射線量率が低減していることが確認されています。平成29年3月現在で、県内では除染目安となる毎時0.23マイクロシーベルトを超過している地点はありません。

県では、「第1 放射線・放射能の監視・測定」で述べたとおり、今後も監視・測定を継続し、測定値が異常を示していないか常時注視するとともに、引き続き測定結果等を適時公表していくことが大切であると考えています。

一方で、農林水産業における出荷制限・出荷自粛などに加え、風評により観光や食品製造業等の分野など県内のあらゆる産業に多大な影響を及ぼしました。

県では測定結果等を公表し、県内の状況について国内外に正確な情報を発信する一方で、草地の反転耕やほだ場等の除染実証、農地へのカリ肥料の施用等により、農産物の放射性物質吸収抑制を図るとともに、県産品・県内観光地等の安全・安心を国内外に積極的にPRするなどして、イメージアップ・信頼回復を図っているところです。

しかしながら、一度失われた本県の安全に対する信頼を取り戻すため、これらの事業・取組については、その進捗や成果等を踏まえながら継続する必要があると考えています。

なお、きのこ生産再開の支障となっていたほだ木の除去集積（「特用林産物放射性物質対策事業（うち汚染ほだ木撤去集積事業）」）、市町村が行う農畜産物・土壌等の検査への支援（「農林水産物放射性物質対策事業」）、「放射線・放射能広報事業（環境審議会放射能対策専門委員の設置）」などについては、当初の目的を達したので終了としています。

また、「食品衛生法上の基準値を超過した場合の出荷自粛要請等の対策」や「農産物の放射性物質対策に関する技術情報」、「安全・安心な観光地の周知等」などの取組については、既存の事故対策事業の中で実施していることから、「通常事業として継続すべき」と評価されました。

第4 放射線量低減化対策

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画(第2期)」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
7	4	0	3

身の回りや食べ物を育む環境の放射線量を低減化するためには、放射性物質を除去する除染の実施が必要となります。県は、宮城県環境審議会への「放射能対策専門委員」の設置と専門家への「除染アドバイザー」の委嘱により、除染を推進するための体制を整備し、汚染状況重点調査地域8市町が行う除染への支援と県が管理する施設等の除染に取り組みました。

指定市町では、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染を実施し、県も、指定市町の除染が円滑に進むよう、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行うなどの支援を行ってきたところです。指定市町における除染は、平成29年3月末までに完了する予定です。県では、指定市町で新たな除染が必要ないこと、また、その他の市町村からもマイクロホットスポットの報告がないこと、県内の空間線量率でも毎時0.23マイクロシーベルトを超過している地点がなかったことから、基本指針の目標としていた「年間被ばく線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」が概ね達成されたものと考え、平成29年1月6日の「環境審議会放射能専門専門委員会議」に報告し、了解をいただきました。

指定市町での除染作業が完了する予定であり、市町村向け講習会などが終了となるなど「除染対策支援事業」の一部については終了としています。

なお、「除染対策支援事業」のうち、地域住民の放射性物質への不安解消のための市町村への測定機器の貸与（「除染対策支援事業（測定機器の貸与）」）については、その進捗や成果等を踏まえながら継続する必要があると考えています。

また、今後、除染作業で生じた除去土壌などの処理の促進に向け、県として環境省に要望し、市町村等に対する支援を継続することとしています。

第5 汚染物・廃棄物の処理

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画(第2期)」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
6	4	0	2

「原発事故」により発生した放射性物質で汚染された農林業系廃棄物のうち、1kg当たり8,000ベクレル以下のものは通常の一般廃棄物として処理することとされていますが、既存の一般廃棄物処理施設の処理能力の問題や安全性に関する住民理解の困難さなどから、思うように処理が進んでいないため、未だにその多くが一時保管場所や農家で保管されています。

また、1kg当たり8,000ベクレルを超過した指定廃棄物については、国が処理することとされていますが、処理の見通しは立っていません。

さらに、1kg当たり8,000ベクレルを超過しているものの指定廃棄物とはなっていない指定廃棄物もあり、これらも一時保管場所や農家で保管されたままとなっています。

そのような中、県では、指定破棄物等の処理促進に係る市町村長会議等の場において、国、市町村と協議しながら、一体となって汚染廃棄物の処理促進に努めてきました。

県では、国、市町村など関係機関と連携し、今後も引き続き汚染廃棄物の処理促進に努めていくこととしています。

また、汚染牧草の一時保管施設管理（「給与自粛牧草等処理円滑化事業」）、上水発生土や下水汚泥焼却灰等の保管・管理・搬出など、これらの事業・取組については、その進捗や成果等を踏まえながら継続して実施する方向で検討しています。

なお、市町村が管理する公共下水道の下水汚泥処理（「公共下水汚泥適正処理指導事業」）については、放射能濃度が低減し、県による市町村への支援の必要性がなくなったことから終了としています。

第6 損害への対応

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
2	2	0	0

原子力損害の範囲については、「原子力損害の賠償に関する法律」により、国が設置した「原子力損害賠償紛争審査会」（以下「審査会」という。）が認定し、指針に明示することになって
います。

平成24年9月14日に国及び東京電力に対して、岩手県等と合同で風評被害の早期賠償を
求める要望・要請活動を実施した結果、平成25年1月30日の審査会において、本県を風評
被害の賠償対象地域とする「中間指針（第三次追補）」が決定されました。

しかしながら、中間指針（第三次追補）により損害賠償請求を行うに当たっての負担は軽減
したとはいえ、東京電力の損害賠償の基準は被害者にとって必ずしも納得のいくものとなっ
ていない状況です。

このため、原発事故による被害者の損害賠償が円滑に進むよう、県では、損害賠償の基礎知
識等に関する「説明会」や仙台弁護士会と連携した弁護士による「個別無料相談会」を開催し
てきました。また、できるだけ参加者が参加しやすくなるように、県合庁での開催のほか、要
望があった市町との共催や土曜日・平日夜間開催などにも取り組んでいます。

また、原発事故被害に対応すべく「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」
（以下、「みやぎ県民会議」という。）を設置し、運営してきましたが、原発事故当時と状況が
変化してきていること等から、より機動的に運営するため、実務者クラスによる幹事会を設
置し、迅速な情報の共有化に努めています。

県では、これらの事業・取組について、その進捗や成果等を踏まえながら継続する必要があ
ると考えています。

第7 正しい知識の普及・啓発

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画(第2期)」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
11	9	1	1

放射線・放射能に関する正しい知識を普及・啓発し、県民の皆様の安心と安全を確保するとともに、風評による農林水産業や観光業の影響を払拭するために、みやぎ県民会議を通じた情報の周知、各種広報事業の実施、県産農林水産物等の風評払拭とイメージアップ、観光客の誘致を図ってきました。

県が策定した基本方針及び実施計画等については、有識者、関係団体のトップや県内市町村長等が一同に会するみやぎ県民会議を通じて意見交換や情報共有を行うとともに、県民への周知を図っています。また、各種広報事業においては、県内各地での放射線・放射能に関するセミナー・相談会の実施、インターネットによるポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」の運営、電話相談窓口の開設や各種団体への出前講座の実施により、県民の疑問や不安に対応できているものと考えています。なお、放射線・放射能に関するポータルサイトへの訪問者数は平成28年12月31日時点で、累計1,167,915人であり、電話相談の受付件数は、平成26年度242件、平成27年度91件、平成28年度59件(平成28年12月31日現在)となっています。

県産農林水産物等の風評払拭については、首都圏キャラバンの実施や商談会等イベントの開催、首都圏・関西圏等大消費地における消費者セミナーの実施により、県産農林水産物等のイメージアップと「食材王国みやぎ」のPRに努め、県産食品に関する情報を発信してきました。

観光客誘致についても、首都圏のJR駅等でのイベントの実施や在仙プロスポーツのアウェイ戦におけるPR等を通じて、正確な県内の観光情報及び震災からの復旧状況に係る情報等を提供して、沿岸被災地を含む本県への観光客誘致に努めています。また、旅行業界とも連携して本県への旅行商品の企画などの定着を図っています。

これら諸事業については、将来に向けても、必要性や有効性は高いものであり、今後も継続する必要があると考えています。

なお、「教職員等を対象とした研修会の開催」については、研修会の実施や副読本(文部科学省)などにより当初の目的を達成したため、第2期で終了していますが、引き続き、学校教育における放射線に関する理解を深める指導を継続していきます。

4 まとめ

以上のとおり、平成28年度をもって最終年度を迎える実施計画（第2期）事業評価を実施しましたところ、必要性については「妥当」、有効性については「成果があった」、効率的については「効率的」との評価となり、原発事故被害対策として一定の成果をあげることができました。一方で、方向性については、「原発事故対応として継続すべき」とされた事業が約83%に達しています。

また、個別取組において、主に次のような課題がみられます。

「第1 放射線・放射能の監視・測定」では、一部の農林水産物で出荷制限・出荷自粛が続いており、今後も、県内の空間放射線量率や県産農林水産物などの放射性物質濃度の測定について、測定計画を適宜見直ししながら測定及び結果の公表を継続していく必要があります。

「第2 健康不安への配慮」では、原発事故による県民の不安などを解消するため、引き続き放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に向けたセミナーの開催などに取り組む必要があります。

「第3 汚染・被害の拡大防止」では、農地へのカリ肥料施用などによる放射性物質吸収抑制など技術的な支援のほか、風評の払拭のため、県産品や県内観光地等の安全・安心を国内外に積極的にPRするなどの取組を通じて、イメージアップ・信頼回復を図っているところです。しかしながら、一度失われた本県の安全に対する信頼を取り戻すには相当の時間を要するため、その進捗や成果等を踏まえながら事業を継続する必要があります。

「第4 放射線量低減化対策」では、汚染状況重点調査地域での除染作業も進んでいますが、地域住民の放射性物質への不安解消のため、除染後の除去土壌・除染廃棄物の処理の促進や市町村への測定機器の貸与などを継続する必要があります。

「第5 汚染物・廃棄物の処理」では、原発事故により発生した汚染廃棄物については思うように処理が進んでいないため、国、市町村などの関係機関と連携しながら処理の促進を図られるようにする必要があります。

「第6 損害への対応」では、原発事故による被害者の損害賠償が円滑に進むよう、引き続き説明会などを開催し、民間事業者等の損害賠償請求支援に取り組む必要があります。

「第7 正しい知識の普及・啓発」では、現在も「放射能情報サイトみやぎ」による正確な情報発信などに取り組んでいますが、今後も様々な広報媒体を活用し、放射線・放射能に関する知識の普及・啓発を図りながら、県民の不安の解消に取り組んでいく必要があります。

原発事故後6年余が経過しましたが、上記のとおり原発事故対策としては依然として様々な課題が残っており、引き続き事故対策に全力で取り組んでいく必要があることから、今回の事業評価の結果を適切に反映させるため、実施計画（第2期）の見直しを行い、新たに実施計画（第3期）を策定することで、より効果的な対策を実施できるようにしてまいります。